

神奈川県行政書士会特別委員会設置規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会会則第 48 条第 2 項に基づく理事会決議によって設置される特別委員会の組織及びその運営に関して必要な共通事項を定める。

(理事会の議決)

第 2 条 前条の理事会決議は、特別委員会の名称、設置の目的、規模、会長への報告期限及び委員長等、当該特別委員会の設置目的を達成するために必要な事項を明らかにした設置要綱案をもって行うものとする。

(委員長)

第 3 条 委員長は会長が指名し、前条の議決を経て委嘱する。

(委員会の組織)

第 4 条 委員長は、第 2 条の設置要綱に基づき委員若干名をもって特別委員会を組織する。

2 委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。ただし、設置要綱に別段の定めがあるときは、その選任方法によるものとする。

3 委員長及び委員の任期は、委嘱した会長の任期を限度とする。

(各部との協力)

第 5 条 特別委員会は、その設置目的により会則施行規則第 2 条に定める各部の所管業務と関連する事項を扱う場合は、当該部の協力を求めることができる。

(努力義務)

第 6 条 特別委員会は、その設置目的を速やかに達成し、時代の要請に即応することに努めなければならない。

(報告義務)

第 7 条 特別委員会は、設置要綱に規定された報告期限までにその設置目的を達成し、その調査研究結果をまとめた最終報告書を速やかに会長に提出するものとする。ただし、会長が必要と認める場合、特別委員会は、中間報告書を会長に提出するものとする。

2 会長は、特別委員会から提出された最終報告書が十分な内容ではないと判断するときは、当該特別委員会に対して、引き続き調査研究を行った上で、新たな最終報告書を提出することを求めることができるものとする。

3 会長は、最終報告書を理事会に提出するものとする。

(守秘義務)

第 8 条 特別委員会の設置目的がその性格に照らして守秘義務を要する場合には、委員は当該特別委員会において知り得た事項を他に漏洩してはならない。委員でなくなったときも、また同様とする。

(委員会の解散)

第 9 条 特別委員会は、その設置目的を達成し、第 7 条に規定する最終報告書を会長に提出したときは、会長の承認を得て、これを解散する。この場合、委員の任期は第 4 条第 3 項の規定にかかわらず解散をもって終了する。

附 則

この規則は、昭和51年10月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年3月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月22日から施行する。